

再生可能エネルギー普及促進のための税制措置（中間報告）の概要

第1 エネルギー政策の動向

1 国の動向

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故と電力需給の逼迫を受け、エネルギー政策を白紙から見直すこととされ、原子力発電への依存度を下げていくと同時に、再生可能エネルギーの比率を高め、省エネルギーによるエネルギー需要構造を抜本的に改革するとされている。
- 平成24年7月、国が定める一定の価格及び期間で、電気事業者が再生可能エネルギー源の電気を買取る「固定価格買取制度」が開始された。

2 神奈川県動向

- 平成23年9月、神奈川県は「かながわスマートエネルギー構想」を公表し、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」に総合的に取り組み、県内の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年度に20%以上の水準まで高めることを目標としている。

第2 再生可能エネルギー普及促進のための税制措置

1 公益性の検討

- これまで、エネルギー供給の安定化や地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーの普及促進が求められてきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故等に端を発した電力需給の逼迫を受け、「安全・安心な電力の安定供給」が当面の課題となっている。
- 安全・安心な電力の安定供給を実現するためには、再生可能エネルギーの普及促進など、地域の特性を踏まえた多様な電源を活用し、分散型のエネルギーシステムを構築するとともに、最大電力需要の抑制（ピークカット）による省エネを図り、エネルギー需要構造を抜本的に改革することが重要である。
- エネルギー供給の安定化、地球温暖化防止、安全・安心な電力の安定供給のために再生可能エネルギー等の普及を促進することは、広く社会一般の利益（公益）を増進する。
- こうした当面の取組に加え、将来的には、地域における廃熱の有効活用等の取組、更には、情報・エネルギーネットワークの推進についても視野に入れていく必要がある。こうした「地域における効率的なエネルギー需給システム」を実現するためには、街づくりと一体となったエネルギーインフラを整備していくことが必要となる。
- この需給システムは、地域におけるエネルギーの安定供給に加え、電力設備への過剰投資の抑制などによる利用者の負担軽減に寄与するものであり、その実現に向けた取組についても公益性が認められる。

2 税制措置の位置付け

- 税の本来の機能は資金調達であるが、政策目的を実現するための手段としての機能も併せ持つことを踏まえ、再生可能エネルギー普及促進のための税制措置として、「税の軽減措置（政策税制）」と「財源確保のための税制措置」について検討する。
- 再生可能エネルギーの普及促進をはじめとするエネルギー政策は、我が国全体で取り組むべき課題であるため、税制措置については、国税及び地方税を通じた税体系全体の中で検討を行う。

第3 政策税制

1 政策上の視点からの検討

- 政策税制を検討する上で、施策の優先順位や政策効果について考察する必要があるが、安全・安心な電力の安定供給が当面の課題であることを踏まえると、再生可能エネルギーの導入促進や省エネの推進に優先的に取り組む必要がある。
- そこで、当面の取組として、再生可能エネルギーの普及促進や住宅の省エネ化などの施策を列挙した上で、政策税制の制度設計を具体的に検討すべき施策について絞込みを行った。

2 税制上の視点からの検討

- 税制措置の検討に当たっては、実現可能性や政策効果を勘案し、現行の国の税制優遇措置（リフォーム減税・認定省エネ住宅の特例・グリーン投資減税等）をベースに、次の方法について検討した。
 - ① 軽減税率の引下げや非課税限度額の引上げ（上乘せ）
 - ② 優遇措置が講じられていない税目に対する新たな軽減措置の導入（拡大）
 - ③ 現行の特例措置の見直し

3 政策税制の素案（法改正によるもの）

- 施策の検討（施策の絞込み）や現行の国の優遇措置を踏まえ、当面、政策税制を講じるべきものとして、次の施策が考えられる。
 - ① 既築住宅への太陽光発電設備の導入や省エネ改修の促進
 - ② 太陽光発電設備や高い省エネ性能を有する新築住宅の取得促進
 - ③ メガソーラー等の事業用再生可能エネルギー設備の導入促進
- 税制措置の素案

対象施策	基本的な考え方	税制措置の素案
既築住宅への太陽光発電設備の導入や省エネ改修の促進	現行の省エネ改修工事に係る所得税の税額控除（リフォーム減税）について、個人住民税、贈与税及び固定資産税においても軽減を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修工事費用について個人住民税からも控除する ・資金贈与に係る贈与税の非課税限度額を拡大 ・固定資産税を非課税（1年分）
太陽光発電設備や高い省エネ性能を有する新築住宅の取得促進	住宅取得に関する現行税制では、「新築住宅の特例」により、質の高い住宅に対するインセンティブが効きづらくなっているため、この特例措置を抜本的に見直す。	贈与税、不動産取得税及び固定資産税に係る「新築住宅の特例」の特例割合を引下げ又は廃止をした上で、「認定省エネ住宅」に対しては一般住宅よりも高い水準の特例を設ける。
事業用再生可能エネルギー設備の導入促進	設備に関する優遇措置は、平成24年度税制改正で「グリーン投資減税」が拡充されたため、用地に対する優遇措置を新たに設ける。	メガソーラー等発電事業用地の取得について、法人税、所得税、登録免許税、不動産取得税及び固定資産税を軽減

第4 財源確保のための税制措置

1 財政需要

(1) 当面の財政需要

- 国の平成24年度当初予算における再生可能エネルギー等関連事業費は、総額で約1,800億円計上されており、新エネルギー等に資する技術開発のほか、都道府県等が行う施策を支援するためのグリーンニューディール基金などが措置されている。
- 都道府県の平成24年度当初予算における再生可能エネルギー等関連事業については、全ての自治体で関連予算を計上しており、住宅用太陽光発電設備の設置補助など、地域の実情に応じた施策は拡大傾向にある。
- 地域の実情に応じた取組は、「安全・安心な電力の安定供給」を実現するための分散型・地域密着型エネルギーシステムの構築に寄与するものであり、これを担う地方の役割は、今後更に重要になると想定される。

(2) 将来的な財政需要

- 中期的には、再生可能エネルギー導入量の増加が予想されるため、配電網における電圧上昇対策や電力系統における安定化対策などが必要になるものと考えられる。
- 長期的には、我が国の電力系統全体が、現在の集中型のネットワークから再生可能エネルギーを大量に導入した分散型ネットワークへと転換することも予想される。
- こうした分散型ネットワークへの転換に当たり、地域における廃熱の有効活用等の取組、更には情報・エネルギーネットワークの推進についても視野に入れていく必要があり、こうした「地域における効率的なエネルギー需給システム」を実現するためには、エネルギーインフラの整備が求められるなど、将来的な地方の財政需要が高まるものと予想される。

2 基本的な考え方

(1) 地方財源の確保

- 分散型・地域密着型のエネルギーシステムの構築に向けた取組の中で、地方の役割が増大していくことから、地方の役割に見合う財源を確保する必要がある。

(2) 財源の負担者（受益者負担）

- エネルギー施策の財源を確保するための税は、それによって直接的な利益を受ける者に負担を求めるのが適当である。
- 当面は、原子力発電所事故による電力需給の逼迫を受けて再生可能エネルギー施策が加速されつつあることを踏まえ、「安全・安心な電力の安定供給」という受益に着目すべきであり、また、将来的には、「地域における効率的なエネルギー需給システム」の実現により、エネルギーの効率的利用が図られるとともに、適正規模の設備が設置されることから、費用負担の軽減という受益も考えられる。
- 再生可能エネルギー等の導入や「地域における効率的なエネルギー需給システム」の実現により、エネルギーの安定供給、エネルギー利用者の費用負担の軽減という便益がもたらされることを考慮すると、この施策に係る費用は直接的な利益を受けるエネルギーの利用者が負担することが適当である。

(3) 税制措置の検討

- 地方における再生可能エネルギー施策が加速されつつあることを踏まえ、当面の財政需要に対処するため、地方の立場から、財源確保のための税制措置について検討を行う。
- 将来的な財政需要については、地方の新たな財政需要として発生が見込まれることを踏まえると、現時点から財源確保のための税制措置を検討していく必要がある。

(4) 税制措置の検討に当たっての留意点

- 施策推進のための財源を確保していくためには、まずは更なる税負担が生じないよう既存税の使途の組替えで対応していくことが考えられる。
- 新たな税負担を求める場合には、税負担水準を抑えるか、又は、優遇措置を設けるなど納税者の理解を得られるような制度設計を行う必要がある。特に、産業については、経済活動等を阻害しないよう、一定の負担緩和策を設けるなど十分な配慮が必要である。

3 税制措置の方向性（法改正によるもの）

(1) 既存税制の組替え

- 当面実施される再生可能エネルギー施策の財源を確保するため、現行のエネルギー関係税の使途の組替えとして、次のいずれかの案が考えられる。
 - ① 電源開発促進税の税収を地方の再生可能エネルギー施策の財源に組み替える
 - ② 地球温暖化対策のための税の一部を譲与税化して、地方の再生可能エネルギー施策の財源に充てる

(2) 新税の創設

- 将来的に、再生可能エネルギー等の導入や「地域における効率的なエネルギー需給システム」が実現により、エネルギーの安定供給やエネルギー利用者の費用負担の軽減という便益が広くエネルギーの利用者にもたらされると考えると、エネルギーから享受する受益に応じて、その利用者に負担を求めていくことが適当である。
- エネルギーに対する個別間接税を創設することにより再生可能エネルギー施策の財源を調達する場合には、社会保障財源としての消費税とは別に、受益者負担の考え方にに基づき課税することを明確にして、差別化を図る必要がある。また、消費税導入時に個別間接税が整理された経緯を踏まえ、目的税として仕組むことも検討していくべきである。

第5 今後の検討課題

1 国の動向を踏まえた見直し

- 国では、エネルギー基本計画等の見直しに向けた議論が本格化しており、この中で再生可能エネルギー施策における国と地方の役割分担も整理されると想定されることから、国の動向を踏まえながら、本報告書についても見直しを行う必要がある。

2 減収影響と政策税制の効果

- 政策税制については、更に、軽減割合など詳細な制度設計を検討していくとともに、税の軽減に伴う減収影響や政策税制の効果等についても併せて検討を行う。

3 課税自主権の活用

- 「法改正を伴う税制措置（国税・地方税）」の実現を求めていくと同時に、神奈川県独自の「課税自主権の活用による税制措置」についても引き続き検討を行う。

4 市町村との調整

- 市町村税において政策税制を仕組む場合は、減収影響について十分に配慮する必要があり、減収相当額については交付金で確実に補填するなど、必要な財政措置等を講じる必要がある。
- 神奈川県独自で新税等の財源確保策を講じる場合は、県と市町村との協議を通じて、それぞれの役割分担や財政需要を精査した上で、財源の帰属も含めて制度設計を行う必要がある。
- こうした県と市町村の役割分担や市町村の減収を伴う政策税制の決定は、市町村の行財政運営に大きく関わる事柄であり、合意形成に向けた調整が不可欠である。